

鳥取市観光客二次交通運行支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市観光客二次交通運行支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、観光客が本市を代表する観光地等を周遊するための二次交通の手段を確保する事業を支援することにより、本市の観光振興を図ることを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表第3欄に掲げる額に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、補助事業を開始する10日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴うもの

(2) 第2条に規定する交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行します。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助事業		2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率
区分	内容			
観光客二次交通 運行支援事業	観光客を乗せて観光地等を周遊するタクシーの運行及び広報に必要な事業	鳥取ハイヤー共同組合	次に掲げる経費の合計額 (1) 運行期間中のタクシーの運行回数に、11,340円を上限として補助事業者が定める貸切タクシーの運賃（3時間以内の貸切運賃とする。）を乗じて得た額から当該運行に係る運賃収入の総額を差し引いた額 (2) チラシの作成、看板の作成、ホームページの作成、旅行会社等への広報、チケットの作成等の実施に必要な経費 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費	10 / 10

様式第1号（第6条、第9条関係）

鳥取市観光客二次交通運行計画（報告）書

1 二次交通運行事業

（運行の計画（実績））

（1）運行日

（2）運行総日数

（3）運行便・運行時刻

（4）総運行回数

（5）1台当たり運賃

（6）乗客人員（総数）

（実績報告時は、運行ごとの乗車人員を記した資料を添付すること。）

（7）運賃収入

2 二次交通広報事業

（広報等の計画（実績））

様式第2号（第6条、第9条関係）

鳥取市観光客二次交通運行支援事業収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算（決算）額	摘 要
計		

（支出の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算（決算）額	摘 要
計		